

7

No.197

行政ぐんま

2025 GYOSEI-GUNMA

冠稲荷神社 (太田市)



特集

令和7年度定時総会

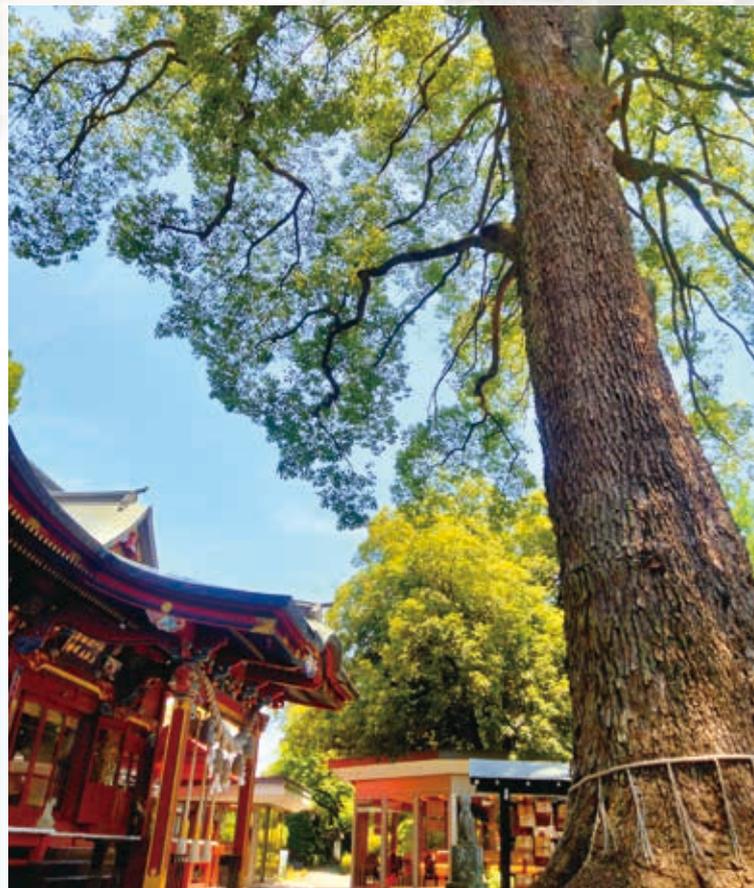


日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん



群馬県行政書士会

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>
E-mail : office@gunma-gyosei.jp





行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生
N H K 阿部 喜充先生

冠稲荷神社

『冠稲荷神社 (かんむりいなりじんじや)』は群馬県太田市にある神社です。平安時代にあたる天治2年【1125年】に、源義国 (みなもとのよしくに) によって創建されたと伝わり、伏見・豊川・信田・王子・妻恋・田沼と並ぶ「日本七社」のひとつに数えられています。

承安4年【1174年】、源義経がこの神社が源氏ゆかりの社であることを知り、冠の中に勧請してきた京都伏見稲荷大社の分霊を祀りました。その後、元弘3年【1333年】に新田義貞が鎌倉幕府討伐の兵を挙げる際、この神社の神前で兜のなかに神霊の来訪を求めて戦勝を祈願したと伝えられています。

社殿脇にそびえる樹齢400年を超える「冠稲荷の木瓜 (ぼけ)」は、歴史を感じさせます。



01 令和7年度 群馬県行政書士会定時総会 3

02 就任のご挨拶

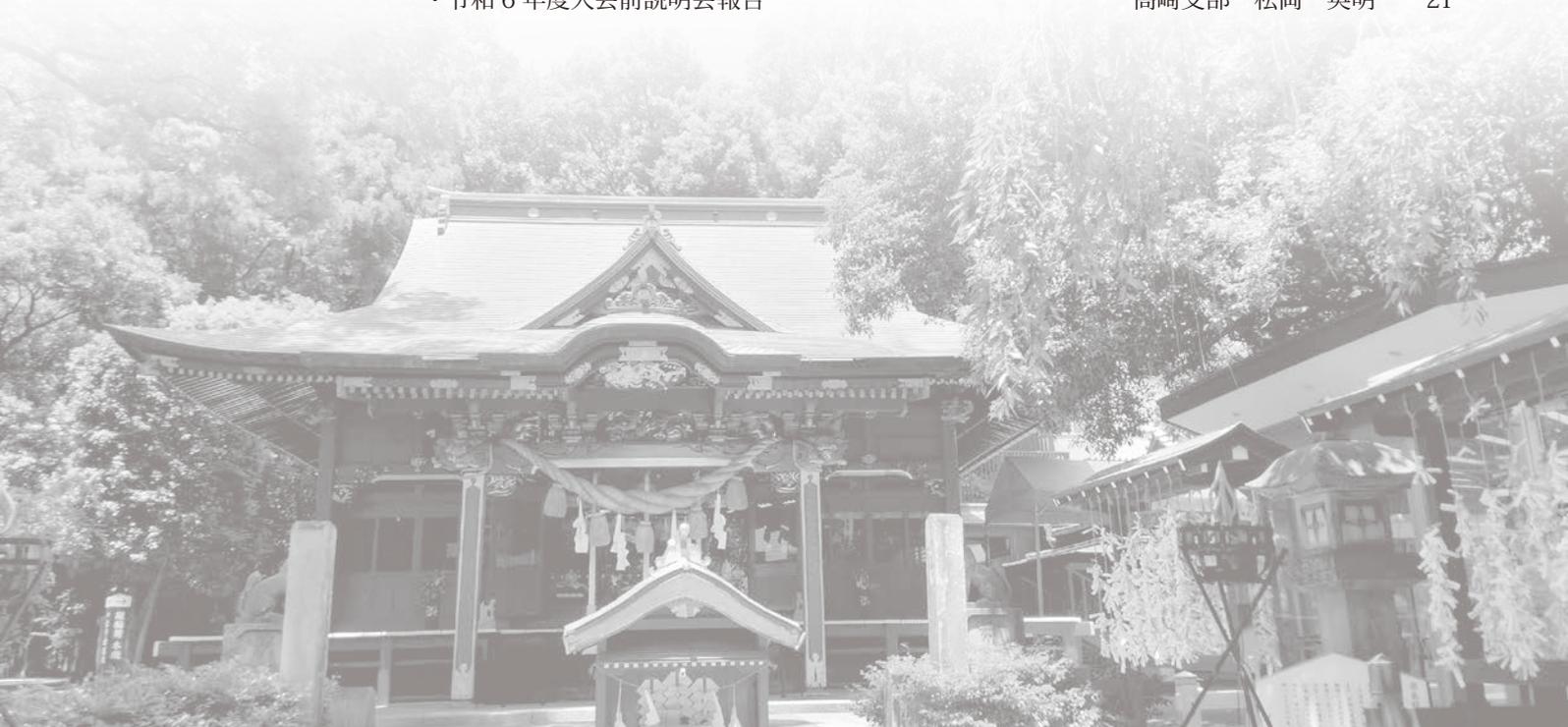
会 長 古田島俊憲..... 5	法規監察部長 塩野 有希..... 8
副 会 長 山田 英史..... 6	許認可業務・法務業務部長
副 会 長 吉田 明浩..... 6	菅野 義郷..... 8
副 会 長 中島 肇..... 6	広報部長 後藤 康徳..... 8
副 会 長 赤羽(亀田)恒義... 7	国際業務・デジタル社会部長
総務部長 上原 陽子..... 7	服部 成二..... 9
経理部長 武田 洋典..... 8	支部長会議長 大原 岳..... 9

03 本会のうごき

- ・群馬県行政書士会役員等一覧..... 10
- ・群馬県行政書士会役員紹介..... 11
- ・令和7・8年度 群馬県行政書士会事務所調査員名簿..... 13
- ・知っ得情報 会長 古田島俊憲... 14
- ・災害時における被災者等相談に関する協定の締結式 会長 古田島俊憲... 15
- ・会務報告(3月、4月、5月、6月)..... 16

04 研修会等報告

- ・令和6年度新入会員研修会(後期) 参加報告書.....高崎支部 菊地明日香... 20
安中支部 原田 豪之... 20
- ・令和6年度入会前説明会報告高崎支部 松岡 英明... 21



日行連ニュース

- ・令和7年度 日本行政書士会連合会定時総会について……………副会長 吉田 明浩… 22
- ・令和6年度 第4回日行連関東地方協議会 会長会……………会長 古田島俊憲… 23
- ・農業委員会中立委員行政書士意見交換会報告……………高崎支部 山田 孝夫… 24

05

日政連ニュース

- ・第45回日本行政書士政治連盟定期大会開催報告……………群馬県支部代議員 山田 英史… 25

06

読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～…………… 26

07

お願い・連絡事項

- ・行政ぐんま 196号に関するお詫びと訂正…………… 28
- ・戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について…………… 29
- ・令和7年度会費納入についてのご案内…………… 30
- ・分科会員の募集について…………… 31

08

コスモスぐんま

- ・コスモスぐんま活動のご報告
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター関東地方支部協議会報告
……………コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子… 32
- ・コスモスぐんま活動のご案内……………コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子… 33
- ・VOICE ～コスモス会員活動録～ vol.7……………コスモスぐんま 大谷 君代… 33
- ・コスモスによる監督を受けることについて……………コスモスぐんま業務管理部長 清水 整… 34

登録事項変更…………… 35

09

編集後記



令和7年度 群馬県行政書士会 定時総会開催について

01

広報部



日時 令和7年5月27日(火) 午後1時より
場所 前橋商工会議所 2階(サクラ)



定時総会次第

司会進行 清水裕幸 総務部長

1. 開会のことば 中島 肇 副会長
2. 物故会員への弔意
3. 会長挨拶 古田島俊憲 会長
4. 功労会員への顕彰
5. 代議員出席者確認報告
6. 議長団選出 議長 高崎支部 吉田憲一
副議長 伊勢崎支部 飯島正暢
7. 書記・議事録署名人指名
書記 桐生支部 須藤麻美
太田支部 坂井淳志
議事録署名人 前橋支部 河野晶一
高崎支部 吉野玲子

8. 議案審議

- 第1号議案 令和6年度事業報告
(会勢概要及び会務運営報告)
- 第2号議案 令和6年度決算報告
(収支決算報告及び監査報告)
- 第3号議案 令和7年度事業計画(案)
- 第4号議案 令和7年度収支予算(案)
- 第5号議案 役員の承認について

9. 議長団解散

10. 閉会のことば 吉田明浩 副会長

定時総会は、全構成員127名の内出席者124名、欠席者(書面決議)3名のもと、第1号議案から第5号議案について、慎重審議の末、全議案は原案のとおり可決承認されました。第5号議案について、今年度は役員改選に伴い、会長立候補者が古田島俊憲会員のみでしたので、古田島俊憲会員の会長当選の報告がありました。古田島俊憲会長は、山田英史会員、吉田明浩会員、中島肇会員、亀田恒義会員の4名を副会長に指名しました。また、理事及び監事については各候補者が可決承認されました。

詳細につきましては、「令和7年度群馬県行政書士会定時総会議事録」をご覧ください。

また、顕彰規則により表彰を受けた方々は、次ページのとおりです。

令和7年度 顕彰規則に基づく受賞者一覧

【第3条第四号】勤続50年以上

No.	支部名	氏名
1	高崎	横田 今朝夫
2	高崎	福田 守
3	渋川	市川 俊治
4	高崎	倉澤 省三
5	沼田	大竹 満
6	前橋	吉澤 充
7	高崎	関 ツヤ子
8	太田	神岡 俊子
9	前橋	小保方 広幸
10	吾妻	本多 榮
11	太田	須藤 省五
12	館林	狩野 満
13	伊勢崎	清水 浩道
14	高崎	高橋 一義
15	高崎	土田 武
16	高崎	小内 誠
17	前橋	木暮 清

【第3条第四号】勤続40年以上

No.	支部名	氏名
1	太田	藤掛 芳夫
2	太田	加藤 光夫
3	渋川	高橋 賢一
4	渋川	中野 晋
5	前橋	閑野 勇
6	桐生	天川 洋
7	高崎	櫻井 寛二
8	伊勢崎	関口 知彦

【第3条第四号】勤続30年以上

No.	支部名	氏名
1	高崎	板垣 重之
2	太田	山岡 正幸
3	渋川	中村 浩尚
4	高崎	松原 勝次
5	館林	本間 ケイ子
6	桐生	篠原 勉
7	伊勢崎	杉内 渡
8	館林	井出 吉久
9	藤岡	中澤 照雄
10	高崎	齋藤 康喜
11	安中	中島 肇
12	太田	小林 陽一
13	伊勢崎	相沢 英男



【第3条四号】勤続20年以上

No.	支部名	氏名
1	太田	森田 明
2	館林	神谷 大輔
3	前橋	高橋 濱吉
4	沼田	阿部 一美
5	高崎	金子 弘子
6	沼田	酒井 喜三治
7	桐生	岡部 昌子
8	安中	田中 洋二
9	伊勢崎	辻脇 典子
10	沼田	並木 正和
11	富岡	塩谷 照夫
12	桐生	杉戸 健二
13	高崎	磯貝 孝江
14	伊勢崎	相沢 稔
15	太田	藤生 明美
16	太田	有坂 紀彦
17	前橋	大島 俊宏

【第3条四号】長寿・行政書士会の向上発展

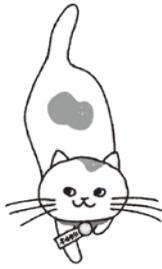
No.	支部名	氏名
1	高崎	小内 誠
2	藤岡	中村 喜八郎
3	前橋	石田 榮男
4	前橋	嶋田 仁

【第4条二号】特に感謝することが相当と認められる者

No.	支部名
1	桐生支部
2	富岡支部
3	藤岡支部
4	安中支部
5	沼田支部
6	吾妻支部
7	館林支部

【第5条一号】会の事務局職員として、通算5年以上勤務し功労顕著

氏名	森下 奈津美
----	--------



就任のご挨拶

02

会長就任のご挨拶

群馬県行政書士会 会長 古田島 俊憲

令和7年5月の定時総会において、群馬県行政書士会会長に選出され就任いたしました。会長選挙への立候補にあたり、多くの会員の皆様方からご推薦をいただきありがとうございました。

2期目の会長職を務めるにあたり、本誌面をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

令和6年8月より「一般倫理研修」の受講義務が課されました。これは、5年に一度の受講を義務としたもので、他単位会での職務上請求書の不正使用を契機として始まったものです。研修内容は、職業倫理はもとより、戸籍法、住民基本台帳法、職務上請求書の適正使用など、多岐にわたっております。今後の業務にご活用いただければ幸いです。

令和7年度は、デジタル化の急速な進展、そして適宜行われている各種法改正に迅速に対応できる体制を整えてまいります。“誰一人取り残されないデジタル社会”の実現のためには、我々行政書士が果たす役割は大きいものと認識しております。“デジタル社会における行政書士への社会的評価及び信頼の向上”を目指すべく、積極的に活動をしてまいります。

また、令和8年2月には、行政書士法が制定されてから75年を迎えます。先輩方が築き上げた行政書士に対する地域社会からの信頼を踏襲し、さらに会員の皆様に行政書士としての誇りを持っていただけるような会務運営に努めてまいります。

以下、今年度の主な活動方針をお示しします。

◆法改正や社会の動向に対応した業務の研究、開拓

法改正により発生するであろう新たな業務について、最新の情報収集に努めます。また、法改正の際と同様に、それまで埋もれていた業務が注目されることがあります。これらの動向をいち早く察知し、会員の皆様に有益な情報を還元いたします。

◆非行政書士の排除

各種行政手続きのオンライン申請において、行政書士専用の代理申請機能を盛り込むことで非行政書士の排除に努めます。また、非行政書士対策プレートの官公署窓口設置にも取り組んでまいります。いずれも、行政書士業務の職域確保につながるものと認識しています。

◆実務能力の向上

昨年度同様、研修会の充実を図ります。法改正や社会の動向に対して、収集した情報を研修会に反映させます。皆様の実務能力の向上、業務拡大のお手伝いをさせていただきます。

会員の皆様のご要望、ご意見に対して真摯に耳を傾け、行政書士の知名度・地位向上、そして何より皆様が行政書士業務を行いやすい環境整備の構築を念頭に入れ、会務運営に取り組む所存です。

副会長就任のご挨拶

副会長 山田 英史

この度、前期に引き続き、副会長に就任いたしました前橋支部の山田英史です。身を引き締めて、邁進したいと考えている所存です。前期は新任副会長として、会長を補佐し、会務運営について、自分なりに尽力したつもりですが、役職に恥じないものであったかを顧みると、まだまだ、成すべきことがあったのではないかと自戒しております。

副会長としては、経理部、業務推進グループ、封印管理委員会を、また、地区別では、前橋、渋川、沼田、吾妻の各支部を担当させていただきます。前期にもまして、積極的に取り組んで参りたいと考えておりますので、会員の皆様のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

経理部については、前期からの担当ではありますが、会員皆様の会費を適正に管理することはもちろんのこと、将来を見据えた予算編成に努めたいと思います。

業務推進グループは、今期初めて担当いたしますが、各分科会を立ち上げておりますので、その活動の充実を支援するとともに、新たな分科会設立についても検討していきたいと考えております。封印管理委員会は、今年度から丁種会員になろうとする会員に事前考査を実施することとなります。この趣旨も踏まえて、適正な封印業務を図って参ります。

各支部活動に関しては、積極的にサポートするとともに、支部再編等の各種課題について、ご意見を伺いたいと思います。

群馬県行政書士会は、歴代の会長、会員のご尽力の基、行政書士の地位、知名度、会員の実務能力の向上等に寄与してきたと考えておりますので、私も精力的に取り組んで参ります。会務運営に関して、古田島会長のもと、各副会長をはじめとする執行部各位との連携を強め、本年度事業計画を推進していく所存でございますので、会員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、副会長就任のご挨拶とさせていただきます。

副会長就任のご挨拶

副会長 吉田 明浩

皆さま、日頃より大変お世話になっております。

前期に引き続き、副会長を務めることとなりました館林支部の吉田明浩です。

第2地区(伊勢崎、桐生、太田、館林)を担当します。

本会での広報部と国際業務・デジタル社会部を担当します。

両部ともに前期から引き続き担当します。

広報部では、今までの広報部長や担当副会長などの経験を活かして、積極的で、かつ効果的な広報活動を実施するべく新しい広報部長を補佐していきたいと思っております。

国際業務・デジタル社会部でも、同じく前期で担当した経験を活かし、新しい部長を補佐していきたいと思っております。

国際業務は、今では行政書士業務の中でも中心となる業務の一つとなっております。日々変更されている新しい在留資格などの情報収集をおこない、会員の皆さまに有益な情報発信を行ないたいと思っております。本会としても、ウクライナ避難民に対する支援活動を行なうなど国際業務に関する実績があります。このような実績は行政書士会の発展はもとより、会員の皆さんの地位向上にも貢献しているものです。このような実績を活かし、国際業務において会員の皆さんに更なる貢献ができるよう会務を進めてまいります。

デジタルに関しては、ますます加速化するデジタル社会の形成の中で、誰ひとり取り残さない施策を執行し、会員の皆さんが全てのオンライン申請に対応できるように支援していきます。

結びに、今期におきましても新たな執行部の一員として、本会会員の皆さんのために責務を全うしたいと考えています。どうぞよろしくをお願いいたします。

副会長就任のご挨拶

副会長 中島 肇

この度、会長より副会長として二期目の任命を頂きました安中支部の中島肇です。

総務部と許認可業務・法務業務部を担当させていただくこととなりました。

二期目となる会長を支えると共に群馬県行政書士会のさらなる発展の為尽力致します。会員の皆様におかれましては、日頃より会の運営にご協力いただきありがとうございます。

日行連とデジタル庁との行政書士デジタル業務に関する締結を行うとともにAI技術の向上などの社会情勢の変化により、行政書士を取り巻く業務環境が大きく変わろうとしている社会の中において、行政書士に求められる役割は飛躍的に増大しております。

たとえ電子化によるAIが進んでも、どのような情勢におかれようとも、リアルな相続や空き家問題などを含め、デジタル化に馴染まない業務も多くあり、行政書士はハイブリッド方式で「行政手続きの専門家」、

「街の法律家」として国民の権利の実現に寄り添い、時代に対応していくことが重要であると考えております。「行政機関と人を繋ぐ」「国民と国民を繋ぐ」ジョイント役となり得るのは行政書士です。

これからの行政書士業務及び本会の発展のため、理事各位や支部長そして会員の皆様からのご指導ご鞭撻をいただきながら、副会長職務の執行に努めてまいりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。略儀ではございますが書中をもって副会長就任のご挨拶とさせていただきます。

副会長就任のご挨拶

副会長 赤羽（亀田）恒義

この度、令和7年度群馬県行政書士会定時総会におきまして、古田島俊憲会長より2期目の副会長の任命を受けました、高崎支部所属の赤羽（亀田）恒義です。私の今期の担当業務は、担当地区外の副会長として、法規監察・法務委員会・申請取次行政書士管理委員会・暴力団等排除対策協議会および会長職務代理者指定書におきまして、会長職務代理者の第一順位に定められました。また、日本行政書士政治連盟群馬県支部においては、幹事長として、向こう2年間、群馬会会員の皆様と共に活動してゆく所存です。

また、近時の物価高の影響等を反映して、日本行政書士会連合会に対する会員の会費が、500円引き上げられて、1か月1500円になり、令和9年4月1日より適用となること、令和7年6月19日開催の日本行政書士会連合会定時総会第5号議案として上程され原案通り可決承認されました。これは、会則の一部改正ですので、特別議決扱いとして出席代議員の3分の2以上の賛成を要し、結果承認されました。このことを受け、我が群馬会におきましても、近い将来、会費引き上げの議論を行うことが避けられない状況となります。

加えて述べれば、この度の国会会期中に、かねてより日本行政書士会連合会および日本行政書士政治連盟が取り組んできました、行政書士法の一部を改正する法律が、令和7年法律第65号として成立し、令和8年1月1日施行の運びとなりました。改正法の大きな柱は、5の事案に及ぶもので、デジタル化社会での行政書士の職責の明示や、近時の自然災害における行政書士の社会貢献に対する評価の高まりの反映、そして特定行政書士の業務範囲の拡大に関するものとなります。今後、益々、行政書士を取り巻く社会情勢、環境等が目まぐるしく変化してゆくことが窺い知れるところです。古田島会長のリーダーシップの下、役員の方、会員の先生方、事務局の方々と共に手を携えて、国家資格者としての矜持を失うことな

く、国民の権利利益の実現に資することを使命とする自覚をもって、会務に励んで参る覚悟です。

つきましては、会員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご協力・ご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上、今年度役員（副会長）就任のご挨拶とさせていただきます。なお、前述の行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）の概要につきましては、追ってご確認頂ければ幸いです。

総務部長就任のご挨拶

総務部長 上原 陽子

このたび、群馬県行政書士会の総務部長をお引き受けすることとなりました、藤岡支部の上原陽子です。総務部長という大切な役割をお預かりするにあたり、あらためて身の引き締まる思いです。微力ではございますが、会務の円滑な運営と会員の皆さまへの的確なサポートを目指して、誠心誠意努めてまいり所存です。

総務部の業務は、総会の企画・運営、賀詞交歓会などの公式行事の実施、そして会則の整備・改正など、会の基盤を支える重要な役割を担っております。加えて、今年は行政書士名簿の発行も予定されています。これらの活動を通じて、会員の皆様との連携を深め、信頼される組織づくりに努めてまいります。

また、職務上請求書の取り扱いにつきましては、法令遵守のもと、より一層の適正な管理・発行が求められています。総務部といたしましては、常任理事の方々のご協力を得ながら、継続的な指導と啓発を行い、不適切な使用の未然防止に取り組んでまいります。

さらに、行政不服申立て手続に関する代理業務を担う「特定行政書士」制度につきましても、制度の意義と試験内容の正しい理解を広め、受験に向けた支援にも努めてまいります。本制度を通じて、会員の皆さまの専門性がより一層発揮されることを願っております。

前期より会をけん引されている古田島会長の方針や事業を踏まえつつ、総務部としてしっかりと共有し、経験豊かな部員の皆さんと力を合わせながら、その着実な実行を支えてまいります。

今後とも、会員の皆さまに信頼される会の運営を目指して、真摯に取り組んでまいりますので、変わらぬご指導とご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

経理部長就任のご挨拶

経理部長 武田 洋典

このたび経理部長に就任いたしました武田です。皆様には日頃より大変お世話になっております。このような大役を拝命し、身の引き締まる思いでございます。

現在の経済状況は不確実性が高く、私たちを取り巻く環境は常に変化しています。このような時代において経理部門に求められる役割は、より高度で多岐に渡ると認識しております。正確な会計処理はもちろんのこと迅速かつ的確な情報提供、リスク管理の強化、そして新たな事業展開を考えるための財務基盤の構築に尽力してまいります。

改めて経理が単なる数字の管理にとどまらず経営戦略の重要な羅針盤であると痛感しております。

私は経理部門が各部と連携し、会の発展に貢献できる存在でありたいと考えております。そのためには部門間のコミュニケーションを密にし、皆様からのご意見やご要望にも真摯に耳を傾ける所存です。改善意識を持ち、業務の効率化に努め、より信頼される経理部門を目指してまいります。

微力ではございますが皆様の期待に応えられるよう、一意専心で取り組む所存です。

何卒、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

法規監察部長就任のご挨拶

法規監察部長 塩野 有希

このたび、法規監察部長を拝命いたしました高崎支部所属の塩野有希です。微力ではございますが、2年間の任期を部員と力を合わせて誠実に務めてまいります。

法規監察部の主な役割は、(1)行政書士による法教育活動の推進、そして(2)非行政書士への監察活動と行政書士の職域確保の2点です。

行政書士による法教育は、いわば“予防法務”の一環であり、子どもたちを法的トラブルから守るために、自らを律し行動する力を養う大切な取り組みです。群馬会の法教育については、高崎支部を中心にこれまで小中学生を対象に積極的に取り組んでまいりましたが、新たに外国人に対する法教育を実施する支部もあり、今後も様々な形で行政書士の社会貢献と地位向上のために活発な活動が行われると期待しております。そして、新たに法教育に取り組みたいとお考えの支部があれば、会としてバックアップさせていただきますのでぜひ法規監察部にお声がけください。

また、非行政書士による業務の侵害については、近年のオンライン申請の普及によって、より注意深い対応が求められています。行政書士の職域を守るためには、正確な情報の収集と迅速な対応、そして会員一人ひとりの意識の共有が何より重要です。法規監察部として、地道で丁寧な活動を積み重ねてまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

許認可業務・法務業務部長ご挨拶

許認可業務・法務業務部長
菅野 義郷

このたび、群馬県行政書士会 許認可業務・法務業務部の部長を拝命いたしました菅野義郷でございます。

前期までは法規監察部で3期6年、総務部で1期2年の経験はありますが、今期より初めて許認可業務・法務業務部の部長として重責を担う機会を頂きましたこと、会員の皆様に深く感謝申し上げます。

許認可業務や法務業務部は年間12回程度の研修を通じて、会員の皆様に情報提供を行っております。特に現在のデジタル社会の中で、紙ベースの申請から電子申請に移行する過渡期に、会員の皆様に十分な情報提供ができるように、当部部員として自らの研鑽と素晴らしい外部講師の提供ができるように日々努力をしていきたいと思っております。

また、既存の会員の皆様に対する研修だけでなく、入会から2年以内の新人行政書士の皆様に対する新人研修にも力を注いでいく次第であります。新人研修では『相続』『入管』『建設業』など、行政書士業務の基本的な業務を中心に、事務所経営などの営業についても、研修を行う予定です。

行政書士の研修は各支部研修や中央研修所など、様々な研修がありますが、会員の皆様は各人に合った研修を選択して有効活用してください。

最後に、私達部員は6名程度しかおらず、必要な研修についての知識が不足する事もあると思っておりますが、そんな時には遠慮なく『こんな研修をしてほしい』直接伝えてもらうか、事務局を通じてでも構いませんので、情報提供を頂ければ幸いです。

広報部長就任のご挨拶

広報部長 後藤 康徳

この度、広報部長並びに常任理事という大役を拝命いたしました渋川支部の後藤康徳です。重責を仰せつかり身の引き締まる思いでございますが、少して

もお役に立てればと気持ちを新たにしているところ
でございます。古田島会長並びに吉田担当副会長の
ご指導のもと業務を遂行してまいります。何卒よろしく
お願い致します。

広報部は、広報誌「行政ぐんま」の発刊、毎年10月
に行われる行政書士制度広報月間の運営、昭和26
年2月22日に行政書士法が公布されたことから定め
られた行政書士記念日にちなんだ記念事業、ホーム
ページの管理、マスメディアを活用した行政書士制
度の周知活動等を行っております。

広報誌「行政ぐんま」については、より紙面の充実
を図ってまいりたいと考えております。各支部からお
寄せいただいている支部だよりに掲載した情報など
は、所属支部会員のみならず他支部会員においても
関心が高いというお声もでございます。引き続きご指
導の程お願い申し上げます。また、10月の行政書士
制度広報月間においては、各支部が毎年意欲的に取
り組まれておりますことに敬意を表する次第でござ
います。

来年2026年2月22日は、行政書士法制定75周年
となります。また、「行政ぐんま」においては2026年4
月号が記念すべき通算200号となります。あわせて、
他部と協力・連携して意義深いものとしてまいりま
す。

広報活動につきましては、会員各位がお気づきの
点もあろうかと思っておりますので、ぜひ広報部へご意見
等いただければ幸いです。

また、広報においては対外的にアピールを行って
いくことが主な活動となりますので、朗らかな広報を
心がけてまいります。

末筆ではございますが 会員皆様のますますのご
健勝とご繁栄をお祈り申し上げ略儀ながら書中をも
ちましてのご挨拶とさせていただきます。

国際業務・デジタル社会部長就任 のご挨拶

国際業務・デジタル社会部長
服部 成二

この度、国際業務・デジタル社会部長に就任しまし
た太田支部の服部成二です。

国際業務では、企業による外国人材の受入れ、国
際結婚等の在留資格手続、帰化申請など、制度改革
や実務の変化が非常に速く、常に最新情報への対
応が求められており、我々の役割はますます重要に
なっています。

また、デジタル分野では、リモート会議・研修会、オ
ンライン申請、AIの業務活用など、私たちの業務環境
も急速に変化しています。

この様な状況を踏まえ、以下の取り組みを進めて
まいります。

- ①実務に直結する研修や事例研究会の開催
- ②最新制度・情報の共有
- ③会員への支援体制の充実
- ④各関係機関との連携・協力体制の強化

この様な時代の流れに柔軟かつ前向きに対応し、
会員の皆様が安心して、積極的に業務に取り組める
よう、実務支援・情報提供・研修機会の充実を図って
まいります。

微力ながら誠心誠意努めてまいりますので、皆様
のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し
上げます。

支部長会議長就任のご挨拶

支部長会議長 大原 岳

今年度支部長会議長に就任いたしました高崎支
部長の大原です。よろしく願いいたします。前年度
は常任理事として許認可業務法務業務部部長を仰
せつかっておりました。まずはこの様な機会を与えて
いただいたことに深く感謝を申し上げます。あいにく
不慣れで至らないことが多々あろうかと思いますが、
皆様の協力をいただきながらしっかり役割を果たし
ていきたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し
上げます。

年4回開催される支部長会は、第1部が本会執行
部を交えた全体会議で報告や意見交換が行われ、第
2部が12名の支部長だけの会議となっています。支
部長会は会員の皆様の貴重なご意見などを執行部
に届けるとも良い機会ですので、会員の皆様の積
極的なご意見をお待ちしております。

同じ支部長という立場に立った者同士で、率直な
意見交換を通じて意義のある支部長会にしていき
たいと心から願っています。今後ともよろしく願い
いたします。

役員紹介



● 正副会長 ●

(前列左から) 亀田恒義副会長
古田島俊憲会長
中島肇副会長
(後列左から) 山田英史副会長
吉田明浩副会長



03



● 総務部 ●

(前列左から) 清水裕幸副部長
上原陽子部長
古田島俊憲会長
中島肇副会長兼部員
(前列左から) 太田雅仁部員
新井優子部員
中澤望部員

● 経理部 ●

(前列左から) 武田洋典部長
古田島俊憲会長
山田英史副会長
(後列左から) 黒川美登枝副部長
大橋正機部員



● 法規監察部 ●

(前列左から) 本間ケイ子副部長
塩野有希部長
古田島俊憲会長
亀田恒義副会長
(後列左から) 田中國夫部員
徳江真治部員

● 許認可業務・法務業務部 ●

(前列左から) 高橋憲一副部長
菅野義郷部長
古田島俊憲会長
中島肇副会長
(後列左から) 藤生明美部員
尾池勢一部員
高橋一聖部員



● 広報部 ●

(前列左から) 吉田憲一副部長
後藤康徳部長
古田島俊憲会長
吉田明浩副会長
(後列左から) 柳芳信部員
小林大栄部員
廣川道明部員
田中光重部員



● 国際業務・デジタル社会部 ●

(前列左から) 佐藤美保子副部長
服部成二部長
古田島俊憲会長
吉田明浩副会長
(後列左から) 岩井和幸部員
田島渡部員
大竹秀和部員

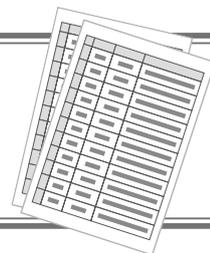


● 支部長 ●

(前列左から) 坂井淳志支部長(太田)
中山一郎支部長(桐生)
根岸洋輔支部長会副議長(前橋)
大原岳支部長会議長(高崎)
佐藤剛支部長会副議長(渋川)
根岸幹郎支部長(藤岡)
(後列左から) 鈴木武明支部長(伊勢崎)
穂苅優人支部長(沼田)
大平寛支部長(館林)
宮崎透支部長(吾妻)
土屋健一支部長(安中)
中村勝美支部長(富岡)



令和7・8年度 群馬県行政書士会事務所調査員名簿



支部名	調査員名		
前橋支部 (7名)	<u>根岸</u> 洋輔 小林 大栄 菅野 義郷	高橋 憲一 大橋 正機	田中 國夫 田中 光重
高崎支部 (7名)	<u>大原</u> 岳 中澤 望 高橋 一聖	武田 洋典 塩野 有希	吉田 憲一 佐藤 美保子
伊勢崎支部 (4名)	<u>鈴木</u> 武明 田島 渡	清水 裕幸	岩井 和幸
桐生支部 (3名)	<u>中山</u> 一郎	尾池 勢一	新井 優子
太田支部 (4名)	<u>坂井</u> 淳志 柳 芳信	藤生 明美	服部 成二
富岡支部 (2名)	<u>中村</u> 勝美	廣川 道明	
藤岡支部 (2名)	<u>根岸</u> 幹郎	上原 陽子	
安中支部 (2名)	<u>土屋</u> 健一	中島 肇	
渋川支部 (3名)	<u>佐藤</u> 剛	後藤 康徳	黒川 美登枝
沼田支部 (2名)	<u>穂苅</u> 優人	徳江 真治	
吾妻支部 (2名)	<u>宮崎</u> 透	大竹 秀和	
館林支部 (3名)	<u>大平</u> 覚	本間 ケイ子	太田 雅仁



会長 古田島 俊憲

今回は、各支部の活動や本会の情報についてお知らせします。

◆関係官公署窓口業務指導連絡協議会（窓口連絡協議会）とは

窓口連絡協議会とは、日頃、我々行政書士が書類を提出する官公署の窓口の担当者を講師としてお招きし、「書類の作成方法・書類を作成するうえでの注意点・各種法改正の情報」などを聞かせていただく場のことを言います。

昨年度は、前橋、高崎、伊勢崎、太田、藤岡の5支部で開催されました。支部によって講師として来ていただく部署は異なりますが、概ね、農業委員会、農政部、建築指導課プラスいくつかの部署となっているようです。実際、参加された方に話を聞くと、「書類の作成方法がよくわかり、今後の業務に生かせる」「法改正の内容を把握できた」など、業務を行ううえで役に立っているようです。

まだ、実施していない支部でも窓口連絡協議会の開催を検討するのもよろしいのではないのでしょうか。

◆各種会議の議事録の本会ホームページでの閲覧について

群馬県行政書士会では、昨年度、常任理事会を9回、理事会を5回、支部長会を4回実施しました。これらの議事録をホームページで閲覧できます。会員ページから「会務報告・議事録」へ進んでいただき、会議名を選んでいただければ閲覧することができます。

議事録に目を通していただき、本会の運営に興味を持っていただくとともに、内容について疑問点や要望などございましたら、ご意見を寄せていただければ幸いです。

〈ご意見・ご要望フォーム利用手順〉

- ①群馬県行政書士会HPにアクセス
- ②会員ページにログイン
- ③「会員TOP」ページの「ご意見・ご要望フォーム」
バーナーをクリック(右図参照)
- ④フォームに入力し送付

※ログインIDとパスワードが不明な方は、事務局までお問い合わせください。



災害時における被災者等相談に関する協定の締結式

会長 古田島 俊憲

令和7年3月5日、群馬弁護士会館にて、13の士業団体による「災害時の被災者等支援のための各士業団体相互協力に関する協定書」の締結式がありました。これは、災害時に生じる可能性がある群馬県内の被災者等の支援活動のため、各士業団体がそれぞれの専門性を活かして被災者等の支援活動を行うもので、被災者等の生活再建に寄与することを目的とするものです。



03

災害時の被災者等支援のための各士業団体相互協力に関する協定書

群馬弁護士会、群馬司法書士会、群馬土地家屋調査士会、群馬県行政書士会、群馬県社会保険労務士会、関東信託税理士会群馬支部連合会、公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会、一般社団法人群馬県建築士事務所協会、群馬県精神保健福祉士会、一般社団法人群馬県社会福祉士会、一般社団法人群馬県医療ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本技術士会群馬県支部、一般社団法人群馬建築士会（以下「各士業団体」という。）、は、災害時に生じる群馬県内の被災者等（被災者並びにその雇用主、従業員、相続人及び親族をいう。以下「被災者等」という。）の支援活動のため、各士業団体相互に以下のとおり協定を締結する。なお、この協定は、各士業団体の個別活動及び各士業団体以外の団体の活動を妨げるものではない。

(目的)

第1条 この協定は、各士業団体相互の協力関係を強化し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、各士業団体がそれぞれの専門性を活かして被災者等の支援活動を行うことで、被災者等の生活再建に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 各士業団体は、災害時において被災者等に対する相談活動を協力して行うものとする。
 2 前項を実現するための必要な事項は、各士業団体間で発災後速やかに協議の上これを定める。
 3 前2項を実現するため、各士業団体は、災害時よりもより災害時以外（以下「平常時」という。）でも相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡・調整を行う。

(連絡体制)

第3条 各士業団体は、この協定に定める事項の円滑な実施のため、実務上の責任者を1名定めるものとする。
 2 群馬弁護士会及び群馬司法書士会、その他担当の旨申し出た団体は、順次この協定の幹事団体を担当するものとする。幹事団体の責任者は、各士業団体の情報を集約し、各士業団体の責任者に通知する。
 3 幹事団体の責任者は、災害時に機動的な被災者等支援活動が行えるようにするため、年1回以上情報交換の場を設けるなど、平常時から各士業団体の交流を図るよう努める。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに各士業団体のいずれからも書面による申し出がない場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第5条 この協定について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、各士業団体間で協議して決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書の原本2通を作成し、各士業団体が記名押印の上、幹事団体である群馬弁護士会及び群馬司法書士会が各自1通を保有し、その他各士業団体は本協定書の写しを各自1通保有する。

令和7年3月5日

群馬県前橋市大手町三丁目6番6号
群馬弁護士会 会長 関 夕三郎

群馬県前橋市本町一丁目5番4号
群馬司法書士会 会長 小和田 大輔

群馬県前橋市樋光路町19番地2
群馬土地家屋調査士会 会長 森 聖之

群馬県前橋市日吉町一丁目8-1前橋商工会館4階
群馬県行政書士会 会長 古田島 俊憲

群馬県前橋市元総社町528-9
群馬県社会保険労務士会 会長 富岡 政明

群馬県前橋市大手町3-3-1群馬県中小企業会館3階
関東信託税理士会群馬支部連合会 会長 湯田 敦

群馬県前橋市江室町1-7-12群馬県住宅公社ビル3階
公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会 会長 前原 貴児

群馬県前橋市元総社町2-23-7
一般社団法人群馬県建築士事務所協会 会長 石井 繁 毅

群馬県北群馬郡吉岡町陣場9番地田中病院内
群馬県精神保健福祉士会 会長 加藤 木之 亮

群馬県前橋市新前橋町13-12群馬県社会福祉センター7階
一般社団法人群馬県社会福祉士会 会長 小川 貴 史

群馬県沼川市石原2404番地37
一般社団法人群馬県医療ソーシャルワーカー協会 会長 野野 寛 希

群馬県利根郡昭和村久保17-2
公益社団法人日本技術士会群馬県支部 支部長 山本 政 隆

群馬県前橋市元総社町2-5-3群馬建設会館4階
一般社団法人群馬建築士会 会長 高橋 康 夫

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
3	3		令和6年度（後期）新入会員研修 「行政書士としての法令遵守の徹底について」 講師：群馬県総務部市町村課担当者様 「事務所経営について」 講師：高崎支部 井上和之会員・前橋支部 萩原洋一会員 「相続業務について」 講師：相続業務分科会 新井清明 担当員 「入管業務について」 講師：入管業務分科会 田島渡 担当員 「建設業務について」 講師：建設業務分科会 塩野有希 担当員	古田島会長、山田副会長、大原部長、新井副部長、尾池、高橋、藤生各部長
3	4	常任理事会	<審議事項> 議案第1号 群馬県行政書士会渋川支部規則の一部改正案について <協議事項> ①令和6年度事業報告案及び令和7年度事業計画並びに予算案について ②令和7年度顕彰者について <報告事項> ①群馬県土業協議会定例会及び災害協定について ②令和6年度行政書士試験結果について ③群馬県市町村からの通知について ④各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事、吉田支部長 会議長
3	5		入会前説明会	古田島会長、中島副会長、清水部長、新木会員（桐生）、松岡会員（高崎）
3	6	選挙管理委員会	令和7年度役員選挙の管理執行について	須藤（英）、岩崎、大和、須藤（麻）、大内、鬼形、中里、須藤（修）、小鮎、穂苅、橋詰、野村各委員
3	6	広報部会	<協議事項> ①行政ぐんま196号の校正について ②令和7年度の広報グッズについて <報告事項> ①行政書士記念日事業について	服部部長、仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各部長
3	10	綱紀委員会	諮問事項の検討について	穂苅委員長、高田副委員長、笛木、安田、市川、小笠原、土屋、山口各委員
3	11		入会式 2名	古田島会長
3	12		職務上請求書払出し日	吉田副会長、齋藤理事
3	14	業務推進グループ相続業務分科会	相続業務に関する事例研究・意見交換等	上原分科会長、新井（優）副分科会長
3	18	理事会	<審議事項> 議案第1号 群馬県行政書士会倫理規則の新規制定について 議案第2号 封印管理委員会諸規則の改正について 議案第3号 群馬県行政書士会渋川支部規則の一部改正について <協議事項> ①令和7年度群馬県行政書士会総会に係る事業計画および予算案について ②令和6年度群馬県行政書士会総会に係る事業報告案について ③令和7年度定時総会について ④令和7年度総会議事運営委員（理事）の選任について ⑤当面の会務運営について <報告事項> ①群馬県土業協議会定例会について ②災害時における他土業連携に関する協定について ③令和6年度行政書士試験結果について ④群馬県市町村からの通知について ⑤日行連・関地協報告について ⑥各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事 上原、中澤、齋藤、剣持、黒川、並木、本間、根岸、新井、尾池、高橋、藤生、仲道、小林、柳、岩井、天田、吉岡、佐藤、田島、大谷各理事 オブザーバー：吉田支部長 会議長
3	21		「盛土規制法の運用開始に関する説明会」 講師：群馬県県土整備部建築課 担当職員	古田島会長、高橋部長

3	25	支部長会	<第1部> ①本会からの報告事項 ②各部の事業実行状況について ③各支部の報告事項等について <第2部> 支部長会協議・意見交換	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各部長、池田、飯島各支部長副議長、中山、坂井、廣川、須藤、佐藤、徳江、大竹、太田各支部長、佐藤副支部長(高崎)
3	26	職務上請求書払出し日		後藤常任理事、上原理事

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

会務報告 4月

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
4	4	入会式 4名		古田島会長
4	7	選挙管理委員会	<報告事項> ①日程の確定について ②行政ぐんまへの選挙記事掲載及び告示の予告について ③有権者数の確定について <協議事項> ①立候補届の受け付けについて②開票に際しての留意事項について	須藤(修)委員長、大和副委員長、岩崎、須藤(英)、須藤(麻)、大内、鬼形、中里、小鮎、橋詰、野村各委員
4	8	総務部会	①令和7年度総会準備について ②令和7年顕彰について ③一般倫理研修について ④職務上請求書払出しについて	古田島会長、中島副会長兼部長、清水部長、上原副部長、中澤、齋藤各部長
4	9	職務上請求書払出し日		菅野常任理事、中澤理事
4	11	経理部会	①令和6年度決算について ②令和7年度予算について	古田島会長、山田副会長、後藤部長、剣持副部長、黒川部長、富沢専門員
4	14	会長選挙 立候補届出期間		須藤委員長、穂苅、大和各副委員長、中里委員
4	15	監査会(令和6年度決算監査)		古田島会長、後藤部長、品矢、荒井、柳生各監事
4	22	常任理事会	[審議事項] 【議案第1号】令和7年度定時総会に提出する議案について ①令和6年度事業報告(会務概要及び会務運営報告) ②令和6年度事業報告(収支決算報告及び監査報告) ③令和7年度事業計画(案) ④令和7年度収支予算(案) ⑤役員の承認について 【議案第2号】令和7年度顕彰について [協議事項] ①当面の会務運営について [報告事項] ①令和7年度定時総会準備について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事、吉田支部長、会議長
4	22	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	亀田委員長、山田、吉田(明)、中島、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野、吉田(憲)各委員
4	22	理事会	[審議事項] 【議案第1号】令和7年度定時総会に提出する議案について ①令和6年度事業報告(会務概要及び会務運営報告) ②令和6年度事業報告(収支決算報告及び監査報告) ③令和7年度事業計画(案) ④令和7年度収支予算(案) ⑤役員の承認について 【議案第2号】令和7年度顕彰について [協議事項] ①当面の会務運営について [報告事項] ①令和7年度定時総会準備について ②各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事、上原、中澤、齋藤、剣持、並木、根岸、新井、尾池、高橋、藤生、仲道、柳、岩井、天田、吉岡、佐藤、田島、大谷各理事 オブザーバー： 吉田支部長会議長、荒井監事
4	23	職務上請求書払出し日		塩野常任理事

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

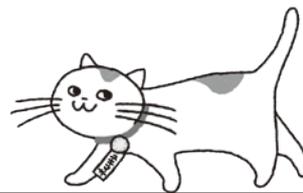
03

月	日	会議・研修会等	会議事項等	担当出席者
5	8	選挙管理委員会	〔報告事項〕 会長選挙立候補者の確定について 〔協議事項〕 会長選挙広報の発送作業について	須藤（修）委員長、大和、穂苅各副委員長、岩崎、須藤（英）、須藤（麻）、大内、鬼形、中里、小鮎、橋詰、野村各委員
5	14	職務上請求書払出し日		中島副会長、大原常任理事
5	20	総務部会	①令和7年度定時総会準備について ②議事運営委員会との合同会議について	中島副会長兼部員、清水部長、齋藤各部員
5	20	議事運営委員会	①議事申し合わせ事項の検討等について	古田島会長、萩原委員長、吉田、飯島、高橋、中澤、野澤、福島、山口、太田各委員
5	20	議事運営委員会及び常任理事・総務部合同会議	①令和7年度定時総会について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事 萩原委員長、吉田、飯島、高橋、中澤、野澤、福島、山口、太田各委員 齋藤部員
5	20	常任理事会	①会員への注意勧告について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事、吉田支部長 会議長
5	27	令和7年度 群馬県行政書士会定時総会		
5	28	職務上請求書払出し日		吉田副会長、服部常任理事
5	29	入会式 6名		古田島会長

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会等	会議事項等	担当出席者
6	10	正副会長会	【審議事項】 ①名誉会長、顧問、相談役の委嘱について ②業務組織の編成について ③日行連日時総会の代議員選任について ④行政書士試験協力群馬県行政書士会事務局に関する協定の締結及び令和7年度行政書士試験場責任者の選任について ⑤令和7年度「特定行政書士法定研修」講義責任者の選任について ⑥令和7年度ハラスメント相談室設置規則第5条1項に基づく相談員の委嘱について ⑦群馬県行政書士会封印管理委員会運営細則の改正について 【協議事項】 ①当面の会務運営について 【報告事項】 ①特定個人情報保護規則責任者等の担当者について ②群馬県行政書士会暴力団等排除対策協議会構成員について ③職務代理指定について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長
6	10	理事会	【審議事項】 ①名誉会長、顧問、相談役の委嘱について ②業務組織の編成について ③日行連日時総会の代議員選任について ④行政書士試験協力群馬県行政書士会事務局に関する協定の締結及び令和7年度行政書士試験場責任者の選任について ⑤令和7年度「特定行政書士法定研修」講義責任者の選任について ⑥令和7年度ハラスメント相談室設置規則第5条1項に基づく相談員の委嘱について ⑦群馬県行政書士会封印管理委員会運営細則の改正について 【協議事項】 ①当面の会務運営について 【報告事項】 ①特定個人情報保護規則責任者等の担当者について ②群馬県行政書士会暴力団等排除対策協議会構成員について ③職務代理指定について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長 上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、清水、中澤、太田、新井、黒川、大橋、本間、田中(國)、徳江、高橋(憲)、尾池、藤生、高橋(一)、吉田、小林、田中(光)、柳、廣川、佐藤、岩井、田島、大竹各理事 田口、浅香各監事
6	11	職務上請求書払出し日		山田副会長、上原常任理事
6	16	広報部会	①令和7年度広報部事業について ②行政ぐんま197号の企画について ③令和7年度行政書士制度広報月間について ④広報グッズの作成について ⑤広告について ⑥ホームページについて	古田島会長、吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、田中、柳、廣川各部員
6	17	支部長会	①支部長会議長の互選について ②業務組織の編成について ③事務所登録事項調査の協力について ④慶弔規程に係る連絡について	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部各常任理事、根岸(洋)、大原、鈴木、中山、坂井、中村、根岸(幹)、土屋、佐藤、穂苺、宮崎、大平各支部長
6	17	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	亀田委員長、山田、吉田、中島、上原、武田、塩野、菅野、後藤、服部、大原各委員
6	23	封印管理委員会	①事前研修・効果測定の実施について	古田島会長、尾池委員長、山田副委員長、矢嶋、鳥屋、鈴木、河野、中村各委員
6	25	職務上請求書払出し日		吉田副会長、中澤理事
6	25	許認可業務・法務業務部	①令和7年度研修事業について	古田島会長、中島副会長、菅野部長、高橋(憲)副部長、尾池、藤生、高橋(一)各部員
6	30	入会式 1名		古田島会長
6	30	広報部会	①行政ぐんま197号の編集について ②令和7年度行政書士制度広報月間について	吉田(明)副会長、後藤部長、吉田(憲)副部長、小林、田中、柳、廣川各部員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員



令和6年度新入会員研修会(後期) 参加報告書

日 時：令和7年3月3日（月）午前9時20分～午後5時

場 所：前橋商工会議所 3階 リリィ

参加者：27名

研修内容：（1）「行政書士としての法令遵守の徹底について」

講師 群馬県総務部市町村課

（2）「事務所経営について」

①講師 高崎支部 井上 和之 会員

②講師 前橋支部 萩原 洋一 会員

（3）「相続業務について」

講師 相続業務分科会 新井 清明 会員

（4）「入管業務について」

講師 入管業務分科会 田島 渡 会員

（5）「建設業務について」

講師 建設業務分科会 塩野 有希 会員

報告者：高崎支部 菊地明日香

令和6年度新入会員研修会（後期）に参加させていただきました。

初めに井上先生、萩原先生による「事務所経営について」では、集客・営業方法等について経験談を交えながら講義をしていただきました。行政書士に登録したということは単なる資格保有者ではなく、「経営者」になったという内容が特に印象的でした。

次に新井先生による相続業務の講義では、実務で使用されている様式をお示しいただきながら、業務の流れについてお話いただきました。先生が「仕事を受けながら勉強する」とおっしゃっており、自己研鑽の重要性を身に染みて感じました。

午後からは田島先生による入管業務の講義がありました。実務で注意すべき点について解説をしていただき、業務への理解を深めることができました。

最後は塩野先生による建設業務についての講義です。要点復習問題や事例問題など能動的な講義内容であったため、とても分かりやすく、大変学びが深まりました。

本研修を通して行政書士としての法令遵守や専門性向上の重要性、経営者としての心構えを学ぶことができました。今後も人とのつながりを大切にしながら、自己研鑽を積み、信頼される行政書士を目指していこうと思います。

報告者：安中支部 原田 豪之

先日、令和6年度新入会員研修会(後期)に参加させて頂きました。昨年の10月に開催された前期の新入会員研修会と同様に、行政書士としての法令遵守や事務所経営、そして主要な業務などについて、新人にとっては有益な講義を受けることができました。

まず、行政書士としての法令遵守の徹底について、群馬県総務部市町村課の講師の方から講義がありまし

た。実際に起きた、行政書士が関係した不正行為、犯罪行為などについて、新聞記事を用いながら、とりわけ職務上請求書の悪用事例についての解説がありました。私たち行政書士は、法律の専門家として市民からの信頼に応えるべく、「行政書士倫理綱領」にもあるように誠実にその職責を果たしていかなければならないと再認識しました。

次に、事務所の経営について、井上先生と萩原先生からご講義をして頂きました。経営やマーケティングについて、私のような未経験者にもわかるように、解説していただいたので、とても勉強になりました。とくに、「経営者であることの自覚を持つ」、「人脈を大切にする」といったお話がとても印象に残りました。

続きまして、相続業務について、新井先生からご講義をして頂きました。相続の相談から遺産分割協議書作成までの手続きの流れとその留意点の解説をして頂いたり、遺産分割協議のヒアリングシートや委任状などの参考資料も頂けたりできて、相続業務の基本的イメージをつかむことができました。

また、田島先生からは、入管業務について熱くご講義をして頂きました。私自身、入管業務に興味があってピンクカードを取得したので、田島先生が言われた注意事項をしっかりと守って、機会があれば是非国際業務を受任してみようと思いました。

最後に、建設業務について、塩野先生からご講義をして頂きました。建設業許可申請の基本的事項を簡潔に分かりやすく解説した資料を用意して頂いたので、非常に理解しやすかったです。また、ミニテストの時間を設けるなどの工夫があり、建設業務に関する知識の定着を図ることができてよかったです。

この度、令和6年度新入会員研修会の前期と後期に参加させていただいたことで、行政書士としての知識が深まり、また経営者としての自覚も持つことができ、たいへん有意義な時間を過ごすことができました。今後も研修会等に積極的に参加して自己研鑽に努めるとともに、行政書士仲間等とのつながりやご縁を大切にして、公正誠実に職務を行って参りたいと思っております。

令和6年度入会前説明会報告

高崎支部 松岡 英明

1. 日 時：令和7年3月5日（水） 13:30~15:00
2. 場 所：前橋商工会議所 3階 リリィ
3. 参加者：16名
4. 出席者：古田島俊憲会長、中島肇副会長、清水裕幸総務部長、新木資子会員（渋川）、松岡英明会員（高崎）

令和7年3月5日、前橋商工会議所にて入会前説明会が開催されました。行政書士の試験合格者および登録資格を有する方々を対象とした今回の説明会は、本年で5回目を迎えました。前日の降雪により足元が悪い中でも、16名の方々にご参加いただきました。

清水総務部長の司会進行のもと、はじめに古田島会長より、行政書士業務の全体像についてご説明がありました。続いて、1年目の新入行政書士として、私と渋川支部の荒木先生が開業体験や事務所運営の苦労についてお話ししました。また、中島副会長からは、コスモス成年後見サポートセンターの役割や、成年後見制度における行政書士業務の可能性についてご説明がありました。

説明後の質疑応答では、入会手続きに関する質問のほか、先輩行政書士への挨拶回りや相談の仕方、兼業における時間管理など、様々な質問が寄せられました。参加者からは開業への不安と期待が感じられ、1年前の自分を振り返り共感する場面も多かったです。

今回の説明会が参加者の開業準備に役立つものとなり、一人でも多くの方が群馬県行政書士会に入会し、行政書士としての第一歩を踏み出していいただければ幸いです。



令和7年度 日本行政書士会連合会定時総会について

副会長 吉田 明浩

日時 令和7年6月19日（木）午前10時から
同月20日（金）午前10時まで
場所 東京プリンスホテル

定時総会次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 総会成立宣言
5. 議長・副議長の選任
6. 議事録署名人の指名
7. 議事運営委員会の報告
8. 議案審議

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告
- 第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（1）
- 第4号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（2）
- 第5号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）（3）
- 第6号議案 令和7年度事業計画（案）
- 第7号議案 公益社団法人コスモス
成年後見サポートセンターへの
寄付金支出について（案）
- 第8号議案 令和7年度予算（案）
- 第9号議案 役員改選

9. 議長・副議長の退任
10. 新旧役員あいさつ
11. 閉会のことば



定時総会に先立ち総務大臣表彰の表彰状授与式が行われました。表彰受賞者は総勢31名であり、群馬会では中島肇会員が受賞されました。心よりお慶び申し上げます。

その後、定時総会へと進み、佐賀会の吉田修氏が議長に、福岡会の田中雄一氏が副議長に選任されました。議事録署名人には、北海道会の嶋田不二雄氏と野口哲郎氏が指名されました。

議案審議では、事前に提出された質問が、それぞれの議案に対して合計で65個ありました。質問に対しては回答一覧がまず配布され、それに対する再質問のみの発言がありました。

第1号議案及び第2号議案につきましては、異議なく承認されました。

第3号議案から第5号議案につきましては、会則改正に関するものですので採決が行われ、第3号議案について258人中258人の賛成、第4号議案について259人中259人の賛成、第5号議案について260人中227人の賛成により可決承認されました。

第6号議案から第8号議案につきましては、異議なく承認されました。

第9号議案では、役員任期満了に伴い役員改選があり、まず会長選挙が行われました。会長選挙に立候補したのは、東京会の宮本重則会員と大阪会の高尾明仁会員でした。投票の結果、宮本会員が208票、高尾会員が54票を獲得し、東京会の宮本重則会員が新会長に選任されました。

1日目は、選挙の開票結果の報告があったところで定時総会が中断となりました。2日目は、午前9時から再開となり、新たな役員の発表が行われ、午前10時までには閉会となりました。

群馬会の亀田副会長は、議事運営委員会の委員となり活躍しておりました。当方は、会長選挙の際に開票立会人となり、貴重な経験をさせていただいた定時総会となりました。

令和6年度 第4回日行連関東地方協議会 会長会

会長 古田島 俊憲

令和7年3月11日、オンライン（Zoom）形式により第4回日行連関東地方協議会会長会が開催されました。今回は、以下の議案に沿って協議・意見交換を行いました。

※関東地方協議会とは、1都10県の単位会が所属する協議会です

(1)協議事項

①新たな業務連絡会の設置について

(2)報告事項

①令和6年度関東地方協議会の予算執行状況について

②令和8年（令和7年度）新年賀詞交歓会日程について

(3)各単位会から出された項目についての討論

①茨城会 ・会費の値上げについて

・入会者を増やす対策

②静岡会 ・災害対策について

③群馬会 ・令和8年2月の行政書士法制定75周年について

・各士業及び大学との間で締結している協定について

◆協議・意見交換の概要

・新たな業務連絡会の設置について

現在、関東地方協議会（関東協）には、5つの業務連絡会（国際・運輸・建設・総務担当者・市民法務）があり、これら5つの他に、「空き家・所有者不明土地問題」の業務連絡会を加えるかどうかの議論が交わされました。結果として、市民法務業務連絡会の中に空き家・所有者不明土地問題の項目を加えて運用することとなり、業務連絡会は現状どおり5つのままということになりました。

・茨城会からの提案項目

会費の値上げについて

新潟会と千葉会では、値上げする方向で話が進んでいる。

入会者を増やす対策について

茨城会では、登録希望者への入会前説明会では、茨城県庁内へのポスター掲示の効果があり、約50名と多くの方の申し込みがあった。

・静岡会からの提案項目

静岡会：災害支援員の養成講習会を開催している。

埼玉会：支部ごとに会員を支援員として登録する登録制を採用している。

茨城会：災害支援相談員の養成講座を開催し、講座修了証を発行し登録をしている。

・群馬会からの提案項目

行政書士法制定75周年について

山梨会・静岡会・埼玉会：65周年の際には、知事表彰等の表彰式を記念式典という形で、新年賀詞交歓会や定時総会において実施した。

各士業及び大学との間での締結協定について

新潟会：事業創造大学、新潟大学と締結しており、講師派遣の他、新潟大学とは、外国人材（留学生）関係でも交流を図っている。

東京会：立正大学との締結では、行政書士実務講習という単位認定授業を行っている。

神奈川会：薬剤師会、建築士事務所協会、社会保険労務士会、不動産鑑定士協会と協定を締結している。また、関東学院大学法学部との協定締結により、大学の図書館を行政書士が使用できることになっている。

農業委員会中立委員行政書士意見交換会報告

報告者：高崎支部 山田 孝夫

日時：令和7年2月18日（火）ZOOM参加

出席者：中立委員行政書士8名（北海道会・福島会・群馬会・三重会・大阪会・広島会・徳島会・熊本会）、連合会担当部署10人、農林水産省担当者3人、全国農業会議所担当者2人

意見交換テーマ：

- 1 農地法第3条の下限面積制限撤廃について
- 2 地域計画の策定について
- 3 太陽光発電設備設置にかかる農地転用申請について
- 4 外国人による農地取得について

1については、比較的小面積での新規就農者が増加している。家庭菜園程度の小規模な農業者で、これで生計を維持している方はいない。耕作放棄地担い手不足の解消に役に立っている傾向にある。

2については、北海道の地域では集積率が95%であるため、中立委員としては関与してない。中立委員として地区で開催される懇談会に、県や市、農地中間管理機構やJAと参加している。

3については、太陽光申請は減少傾向にあり、1000㎡から2000㎡の規模で以前より小規模となっている。

4については、農地転用はたまにあるが、農地の取得はない。

全国の中立委員の現況

行政書士	122人	弁護士	35人	司法書士	42人	その他	58人
群馬会 行政書士	1人	弁護士	1人	その他	3人	合計	5人



第45回日本行政書士政治連盟定期大会開催報告

報告者：群馬県支部代議員 山田 英史

日 時：令和7年6月20日(金)午前10時

場 所：東京プリンスホテル

本県出席者：古田島俊憲幹事、中島肇、亀田恒義、山田英史各代議員

定期大会議案：

第1号議案 令和6年度事業報告について

第2号議案 令和6年度決算報告について（監査報告）

第3号議案 鹿児島県支部の決定及び日本行政書士政治連盟規約第5条第2項の特例を定める規則の廃止について

第4号議案 令和7年度運動方針(案)について

第5号議案 令和7年度収支予算(案)について

第6号議案 役員の選任について

大会は、構成員180名中170名の出席のもと、「開会のことば」以下、会議次第に沿って進められました。議案は、第4号議案についてのみ、3件の質問があり、審議の結果、修正なく採決されました。（第3号議案は、令和4年、鹿児島県に複数の支部があったための特例措置に関し、暫定支部を正式決定し規則を廃止したもの）また、第6号議案では、群馬県支部の中島肇会員が幹事に選任されました。

本大会では、5月30日告示の会長選挙において、東京行政書士政治連盟所属 常住豊氏の無投票当選が確定していました。

井口由美子会長は、大会あいさつで、今次の「行政書士法改正」に触れ、行政書士の使命、職責の明確化、特定行政書士業務範囲の拡大、業務の制限規定、両罰規定等の成果を得たことは、日行連と日政連の連携・協調した活動が結実したものであることを強調し、さらには議員立法である行政書士法については、政治連盟の果たす役割が大きく、経験豊かな常住新会長に期待するなど挨拶を行いました。



● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

日行連・関地協からの通知等

- ・ 出入国在留管理庁からのお知らせについて(チェックシート活用促進リーフレット)
- ・ 発注関係事務の運用に関する指針の改正について
- ・ 技能労働者の適正な賃金水準の確保について
- ・ 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に向けた周知依頼について
- ・ 新たな地域名表示（ご当地ナンバー）による地方版図柄入りナンバープレートの交付開始日の決定について
- ・ 自動車保有関係手続の電子化に伴う対象車種の拡大について
- ・ 日行連公式ホームページ上の著作権相談員検索に係る情報の追加について
- ・ 地域計画策定に係る農林水産省からのお知らせについて
- ・ 紛失等による在留カードの再交付申請手続に必要な書類の一部変更について
- ・ 外国人の在留手続に関する手数料の改定について
- ・ 長崎県収入証紙の使用終了について
- ・ 種苗法施行規則の一部を改正する省令、種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件の施行について
- ・ 再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説の一部見直し等について
- ・ 公証役場の利用に関する意見・苦情窓口の設置について
- ・ 令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について
- ・ 群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部改正等について
- ・ 令和7年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの周知について
- ・ 特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて
- ・ 「外国人技術者の採用・定着に向けたハンドブック」の公表について
- ・ 建設業法第八条各号等誓約書参考様式について
- ・ M C D Bによる医療法人の経営情報の電子的報告について
- ・ GREEN×EXPO 2027特別仕様ナンバープレートのデザイン及び交付開始日の決定について
- ・ 「主な取扱い業務」の登録に関する所属会員への指導について
- ・ 入国前結核スクリーニングの実施について
- ・ 外為法に基づく手続きのオンライン申請について
- ・ GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）特別仕様ナンバープレート特設サイトの公開について
- ・ 行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）の解説動画の公開について
- ・ 令和7年国勢調査への御協力について（依頼）

群馬県・市町村等からの通知等

- ・ <館林市農業委員会>令和7年4月1日以降の農地法許可申請受付について
- ・ <群馬県自動車税事務所>自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）の税制改正に係る広報協力について
- ・ <群馬県廃棄物・リサイクル課>「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の修了証の取扱いについて
- ・ <高崎市>都市計画法に基づく開発許可制度の手引き等の改正について
- ・ <館林市農業委員会>令和7年4月以降の農地法第三条第一項許可申請と地域計画について
- ・ <群馬県建設企画課>建設業許可・経営事項審査に関するお知らせ
- ・ <群馬県建築課>盛土規制法の運用開始のお知らせ
- ・ <前橋税務署>納税証明書オンライン請求の利用手引きの配付についてのお願い
- ・ <群馬県建築課>『都市計画法に基づく開発許可制度の手引』の一部改訂について
- ・ <群馬県農業構造政策課・建築課>農地転用許可申請時における宅地造成及び特定盛土等規制法の該当の確認について

群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ <群馬会>日行連が行う「災害復興支援員」の募集について

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能です。印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

行政ぐんま196号に関するお詫びと訂正

行政ぐんま196号（4月号）において、「賀詞交歓会 開催報告」の御来賓ご氏名に誤りがございました。関係者の方々にお詫び申し上げるとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

行政ぐんま196号（4月号） 4ページ掲載 御来賓ご氏名

（誤）高村 浩子 日政連副会長

（正）杉山久美子 日政連副会長

業務相談について



会員の皆様が業務を行ううえで、「他の行政書士はどのように処理しているのだろうか？」と疑問に思ったことや、「官公署ごとに運用が異なるので困った。」ということはありませんか。

こうした疑問や困りごとに対応するため、業務推進グループでは「業務相談」を行っています。

質問がある方は、業務推進グループ(本会)あてにメール等でお問い合わせください。

注：抽象的な御相談にはお答え致しかねます。

登録事項の変更について

行政書士法第6条の4により、登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく単位会に変更申請を行う必要があります。登録事項は事務所所在地等のほかに、自宅住所や本籍も含まれており、これらを変更した際も申請が必要です。

詳しくは事務局にお問い合わせください。

群馬県行政書士会事務局 電話番号 027-234-3677

なお、地方自治法第260条第1項による変更、または電話番号のみの変更は無償です。

戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書の払出日について (令和7年4月～令和8年3月まで)

必ず事前予約をお願いします。予約がない場合はお断りすることもあります。

購入希望者は下記の払出日に行政書士本人が来所してください。

記

1. 令和7年4月～令和8年3月 払出日（いずれも13:30～16:30まで）

R7.7月	R7.8月	R7.9月	R7.10月	R7.11月	R7.12月
9日(水)	8日(金)	10日(水)	8日(水)	12日(水)	10日(水)
23日(水)	27日(水)	24日(水)	22日(水)	26日(水)	24日(水)

R8.1月	R8.2月	R8.3月
14日(水)	12日(木)	11日(水)
28日(水)	25日(水)	25日(水)

※原則払出は第2、第4水曜日に開催しますが、令和7年8月8日は金曜日、令和8年2月12日は木曜日となります。

2. 金額 1冊 2,200円(税込)

3. 持ち物 職印、一般倫理研修修了証(写)
使用済み職務上請求書控え綴り(2回目以降の購入の場合)

4. 郵送による購入(払い出しは本人限定受取郵便に限る)

郵送による購入の申込を行う場合は、購入申込書、誓約書、一般倫理研修修了証(写)、使用済み職務上請求書控え綴り(2回目以降の購入の場合)を簡易書留でお送りください。ただし、各払出日に役員が確認した後の払い出しとなります。代金は後払いとなります。

5. 要予約 TEL 027-234-3677 Eメール office@gunma-gyosei.jp
FAX 027-233-2943
払出日3日前まで予約受付(土日除く)

6. その他 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則、
群馬県行政書士会職務上請求書取扱規程を御確認ください。
購入申込書と誓約書をご記入の上来局ください。

令和7年度会費納入についてのご案内

平素から、会費の納入について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度会費納入につきまして、下記のとおりご案内いたします。自動振替をご利用の場合、引落しが不能とならないよう、口座残高の確認をお願いいたします。

1. 区分・金額

区分	納入金額
第2期 (8.9.10.11月分)	20,000円
第3期 (12.1.2.3月分)	20,000円

2. 口座振替日

金融機関	第2期	第3期
県内に本店がある 金融機関・信用金庫	令和7年 9月1日	令和7年 12月30日
県外に本店がある 金融機関	令和7年 8月22日	令和7年 12月22日
ゆうちょ銀行	令和7年 8月22日	令和7年 12月22日

※当会では会費の納入について、原則口座振替を推奨しています。口座振替にすることで、郵便局に行く手間や払い忘れがなくなりますので是非御利用ください。口座振替を希望する方は事務局にお問い合わせください。

※口座の登録には1か月半程度かかります。

分科会員の募集について

1. 分科会について

業務推進グループが細則に基づいて設置した、①会員相互の情報共有、②諸課題への取り組み（共同受任等）、③諸課題の調査研究、④勉強会等の開催、⑤実務者の把握（実務者名簿の作成）、これらの取り組みを行うための集団です。

分科会は、部や委員会などの、執行部による意志決定を実現するための部門とは異なり、上記の取り組みを自発的、自立的に行う機関と位置づけられています。

分科会の活動は、あくまでも構成員の自発性に委ねられることとなりますので、互恵的に交流し、学んでいくことについて、一定の理解があることが構成員にとって最も大切です。

最終的には、業務に長けた会員を実務者名簿にとりまとめて、それを、本会や支部が開催する研修会の講師、事例発表会での発表者、外部機関からの要請に応じて派遣する各種相談会での相談員、第三者委員会の委員等を選任する際や、困っている住民に行政書士を紹介する際に積極的に活用していく予定です。

2. 応募について

(1) 応募方法 次の①～④を次のEメールアドレスあてにお送りください。

office.kk@gunma-gyosei.jp（担当：事務局 加藤）

①氏 名

②会員番号（8ケタではない方の番号）

③携帯電話

④参加を希望する分科会の名称

（建設業務分科会、相続業務分科会、入管業務分科会）

(2) 応募期間 令和7年9月30日（火）まで

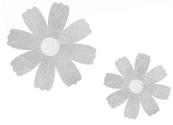
※今後も定期的に募集を行う予定です。

3. 分科会の活動予定について

年に1～2回程度、情報交換会、勉強会等を開催する予定です。



コスモスぐんま活動のご報告



公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 関東地方支部協議会報告

コスモスぐんま広報部長 佐藤 美保子

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター関東地方支部では、各支部持ち回りで協議会を毎年開催しています。本年は、静岡県支部が当番支部となっており、令和7年4月18日、三島市で開催された関東地方支部協議会に参加して参りました。

当日は、本部を筆頭に1都10県の支部が集合し、各支部での自治体や地域包括への働きかけ状況とその成果や課題について討議を行いました。

静岡県三島市では「後見人等をひとりぼっちにしない」をスローガンに掲げ、後成年後見制度の利用者とそれを支える後見人（親族・市民後見人・専門職）が孤立しないよう、地域全体で連携・支援体制を築こう、という同市の強い意志によって福祉のまちづくりの実現を目指し、官民一体となった様々な取り組みを展開しています。

その取り組みである成年後見利用促進のひとつとして、コーディネイト委員会の擁立があり、市長申立の担当職員、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政書士が一同となって利用開始申立の必要性を検討する等の機能を果たしています。

静岡県支部では、自治体や地域包括支援センターへの積極的な働きかけにより関係を構築し、コーディネイト委員会への参入を実現しました。その結果、直近5年間で受任件数が倍増し、協議会において注目を集めました。（令和2年8月期：67件 → 令和6年8月期：123件）

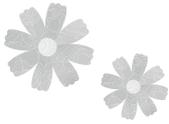
静岡県支部の発表を拝聴し、地域ごとのブロック会議や研修会を定期的に開催し、ベテランと新人がチームを組むなど、受任案件における実務面や精神面のバックアップ体制を整備した努力が成果の背景にあると感じられました。

今回の協議会を通じて、各支部における先進的な取り組みや地域との連携事例に、多くの学びを得ることができました。

とりわけ、静岡県支部の会員が連携して制度利用の促進に取り組む姿勢は、今後の活動における大きな示唆となりました。

社会福祉法人三島市社会福祉協議会
頒布クリアファイル



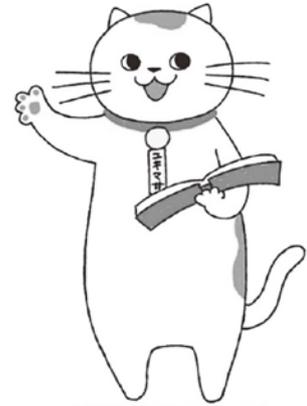


コスモスぐんま活動のご案内

コスモスぐんま広報部長 佐藤 美保子

コスモスぐんまでは、後見活動の向上のために実務・倫理面での研鑽を重ね、後見人の養成を行うバックアップ体制を整えています。支部業務研修会などへの講師派遣や、個別の案件についての受任者をお探しの場合等、お気軽に事務局へご相談ください。

令和7年6月21日には、高崎市総合福祉センター1階会議室1にて入会前研修を開催しました。次回の日程は、決まり次第、本誌にてご案内します。皆様のご応募をお待ちしております。



VOICE ～コスモス会員活動録～ vol.7



初めての保佐開始申立を経験して

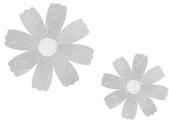
コスモスぐんま 大谷 君代

2月末、初めてお会いした男性は、認知症で車椅子を利用しており、簡単な言葉は理解できるものの、無気力なご様子で「家族とは会いたくないし、連絡先も分からない」と繰り返して話されていました。入居されたばかりの施設でしたが安定した生活を送っていただけるようお力になりたいと思いました。

成年後見の申し立てを行うにあたり（類型「補助」）、男性からの情報は限られていたため、郵便物を手がかりに情報を収集しながらご本人の理解に努めました。申し立てを依頼した司法書士からは、「私が選任されることは難しいだろう。」とアドバイスを頂きました。ご本人が債務を抱えていたことや、入居していたアパートの退去手続きなど専門的な対応が求められる状況があり、経験のない私では難しいからと理解しました。

後見人（保佐人、補助人）を選任するときには、家庭裁判所において調査官等による面接があります。私はその面接に向けて資料を作成いたしました。コスモスの入会前研修のテキストや申し立ての資料を丁寧に読み込み、補助人になった時ご本人をどのように援助、サポートできるか自分なりに資料を整え面接に臨みました。

6月、補助人に選任されたとの審判書が届きました。被補助人の男性も施設にも慣れ表情も明るくなり、生活にも変化が見られるようになりました。現在は、「後見の仕事は責任が大きいですが、一人で抱え込むものではない。施設や周囲の支えを得ながら進めていけばよい」との先輩の言葉を胸に、日々の支援に取り組んでいます。



コスモスによる監督を受けることについて

コスモスぐんま業務管理部長 清水 整

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下、「コスモス」という。）では、3か月に1回の受任件数報告と定期業務報告により会員が適正な業務を行っているかを調査監督しています。

最高裁判所事務総局家庭局実情調査によれば令和6年度の後見人等による不正事例は専門職と専門職以外（この調査において行政書士は専門職以外に含まれます。）を合わせて188件で被害額は約7億9千万円となっております。

この調査に任意後見契約における発効前（任意後見監督人選任前）の事例は含まれていないと思われます。

ここで任意後見契約の移行型について簡単にご説明いたします。任意後見契約の移行型とは、判断能力のあるうちに本人（委任者）と受任者が任意後見契約と同時に財産管理等の委任契約も締結し、本人の判断能力が十分なうちは受任者が委任事務を遂行します。そして、本人の判断能力が不十分になったときに受任者や親族等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、任意後見監督人が選任されると任意後見契約へ移行し、契約の効力が発生します。

任意後見監督人の選任申立てをすべき時期については、本人の判断能力が法定後見でいう補助相当程度に低下した場合を目安にできるかと思えます。この申立てでは医師の診断書を裁判所に提出する必要があり、又、本人以外の者がこの申立てをする場合には本人が相当の判断能力があれば本人の同意を要します。

任意後見監督人選任の申立てをすべき時期なのにそれができていない。といった問題を時々耳にしますが、特に移行型で既に財産管理等を行っている場合には、本人の判断能力が低下していると、受任者は委任契約に基づいて行動することが難しくなることがあり、そもそもの代理権に問題が生じている可能性が高く、本来、任意代理人として委任事務を遂行することは困難なのです。

コスモスでは定期業務報告において会員に任意後見監督人選任が必要かどうかを報告してもらい、申立て時期が遅延等にならないよう確認を促しております。

後見人等は高い倫理観を維持しつつ業務遂行をしなければなりません、人間ですから多忙や疲労困憊のときに判断ミスなどをしないとも限りません。

定期報告等は決して楽な作業ではありませんが、私自身、業務を適切に行うことができているか、ミスをしていないかを再確認するツールとしてもこれを活用しております。後見業務をするにあたって適切性や安全性を担保するためにもコスモスによる監督を受けることには大きな意味があると理解しております。

新入会員



会員番号 第3522号
氏名 塩野谷 三由樹
所属支部 吾妻
入会日 2025. 3. 1



会員番号 第3523号
氏名 大澤 祐介
所属支部 前橋
入会日 2025. 3. 1



会員番号 第3524号
氏名 長島 祐太
所属支部 高崎
入会日 2025. 3. 15



会員番号 第3525号
氏名 中田 裕也
所属支部 高崎
入会日 2025. 3. 15



会員番号 第3526号
氏名 石川 咲絵
所属支部 高崎
入会日 2025. 4. 2



会員番号 第3527号
氏名 齋藤 拓也
所属支部 館林
入会日 2025. 4. 2



会員番号 第3528号
氏名 井上 良
所属支部 富岡
入会日 2025. 4. 2



会員番号 第3529号
氏名 小澤 礼奈
所属支部 桐生
入会日 2025. 4. 2



会員番号 第3530号
氏名 中澤 和幸
所属支部 高崎
入会日 2025. 5. 15



会員番号 第3531号
氏名 松岡 春光
所属支部 太田
入会日 2025. 5. 15



会員番号 第3532号
氏名 吉田 修
所属支部 前橋
入会日 2025. 5. 15



会員番号 第3533号
氏名 島田 優介
所属支部 前橋
入会日 2025. 5. 15



会員番号 第3534号
氏名 飯塚 充隆
所属支部 藤岡
入会日 2025. 5. 15



会員番号 第3535号
氏名 藤野 泰宏
所属支部 藤岡
入会日 2025. 5. 15

	会員番号 第3536号 氏名 <small>ヒ</small> 樋 <small>グチ</small> 口 <small>テツ</small> 哲 <small>オ</small> 雄 所属支部 高崎 入会日 2025. 6. 1		会員番号 第3537号 氏名 <small>ツカ</small> 塚 <small>モト</small> 本 <small>ヒロ</small> 宏 <small>キ</small> 樹 所属支部 伊勢崎 入会日 2025. 6. 15
	会員番号 第3538号 氏名 <small>イ</small> 家 <small>ズミ</small> 泉 <small>リョウ</small> 亮 <small>マ</small> 良 所属支部 館林 入会日 2025. 7. 1		会員番号 第3539号 氏名 <small>モ</small> 茂 <small>ギ</small> 木 <small>コウ</small> 宏 <small>キ</small> 興 所属支部 高崎 入会日 2025. 7. 1
	会員番号 第3540号 氏名 <small>イシ</small> 石 <small>カワ</small> 川 <small>タカシ</small> 貴 <small>ノブ</small> 之 所属支部 高崎 入会日 2025. 7. 1		

〔入会者〕

会員番号	登録番号	事務所名称 氏名	郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
					業務内容	兼業
3522	2514 0859	塩野谷行政書士事務所	377- 0423	吾妻郡中之条町大字伊勢町1284番地5 TEL 080-5103-6723		
		<small>シオノヤ</small> 塩野谷 三由樹 <small>ミユキ</small>				
3523	2514 0860	行政書士法人前橋許認可事務所	371- 0805	前橋市南町三丁目50番地2 プラザアン2階F TEL 027-212-4800		
		<small>オオ</small> 大澤 祐介 <small>ユウ スケ</small>				
3524	2514 1121	行政書士長島祐太事務所	370- 0046	高崎市江木町610-10 ミノラスビル2階 TEL 027-335-9606		会, 税
		<small>ナガ</small> 長島 祐太 <small>ユウ タ</small>				
3525	2514 1122	行政書士事務所 ARK ZOO	370- 0823	高崎市中紺屋町37 HUBiz TAKASAKI 3F TEL 080-7000-0077		宅
		<small>ナカ</small> 中田 裕也 <small>ユウ ヤ</small>				
3526	2514 1397	さき行政書士事務所	370- 0007	高崎市問屋町西1-1-3 TEL 090-7503-7099 office@saki-gyosei.jp		
		<small>イシ</small> 石川 咲絵 <small>サキ エ</small>				
3527	2514 1398	行政書士さいとう拓也事務所	374- 0066	館林市大街道3-7-12 サンフラッツ館林1号室 TEL 080-5531-1493		
		<small>サイ</small> 齋藤 拓也 <small>トウ タク ヤ</small>				
3528	2514 1399	井上良行政書士事務所	370- 2316	富岡市富岡1414番地 TEL 0274-62-3261・FAX 0274-64-1576		土
		<small>イノ</small> 井上 良 <small>ウエ リョウ</small>				

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考	
		氏 名				業務内容	兼 業
3529	2514 1400	Relate 行政書士法人		376- 0013	桐生市広沢町三丁目3517番地13 TEL 070-2811-7335		
		オ	ザ				
3530	2514 2684	和Inclusion行政書士事務所		370- 0043	高崎市高関町343番地6 TEL 090-3099-5100		
		ナ	ザ				
3531	2514 2685	行政書士松岡しゅんこう事務所		370- 0403	太田市岩松町85-1 TEL 080-9018-1653		
		マ	オ				
3532	2514 2686	行政書士事務所アネスト		371- 0026	前橋市大手町二丁目15番7号 TEL 027-224-9861・FAX 027-224-9868 LEI06343@nifty.com		
		ヨ	タ				
3533	2514 2687	行政書士しまだ法務事務所		371- 0044	前橋市荒牧町二丁目12番地1 TEL 090-7905-2466		
		シ	ダ				
3534	2514 2688	飯塚充隆行政書士事務所		375- 0055	藤岡市白石1332番地1 TEL 090-5562-0377・FAX 0274-23-9814		
		イ	ツ				
3535	2514 2689	行政書士コトブキスマイル事務所		375- 0003	藤岡市立石新田39番地2 TEL 090-7802-5380		
		フ	ノ				
3536	2514 3197	ひぐち行政書士事務所		370- 2135	高崎市吉井町片山234 TEL 090-3243-3739		
		ヒ	グ				
3537	2514 3562	行政書士つかもと法務事務所		370- 0135	伊勢崎市境小此木450番地1 TEL 080-4343-2700		
		ツ	モ				
3538	2514 3892	いえすみ行政書士事務所		374- 0066	館林市大街道2-14-6 TEL 080-6583-1462		
		イ	ズ				
3539	2514 3893	宏興行政書士事務所		370- 0864	高崎市石原町1635番地2 TEL 090-9451-9906 info@koki-gyosei.com		
		モ	ギ				
3540	2514 3894	行政書士泉省平事務所		370- 0045	高崎市東町172番地20 TEL 027-323-3910・FAX 027-323-3947		
		イ	カ				

09

〔法人新規登録〕

法人番号 登録番号	法人事務所の名称	事務所所在地	電話番号 (FAX 番号)	社員行政書士	使用人行政書士
12502 2503501	行政書士法人 前橋許認可事務所	〒371-0805 前橋市南町三丁目50番地2 プラザアン2階F	027-212-4800	大澤 祐介	
12503 2505601	R e l a t e 行政書士法人	〒376-0013 桐生市広沢町三丁目3517番地13	070-2811-7335	小澤 礼奈	

会員各位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考		頁
		氏名				業務内容	兼業	
3219	1814 1094	新井行政書士事務所		371- 0232	前橋市茂木町 107 番地 18 TEL 080-5679-8614			34
		アラ	イ					
3463	2314 2866	行政書士法人One-Vision 本店事務所		379- 2154	前橋市天川大島町二丁目 14 番地 16 TEL 027-212-9418			39
		ゴ	シマ					
3364	2114 2095	行政書士法人One-Vision 上泉事務所		371- 0007	前橋市上泉町 376 TEL 027-226-6993			36
		オ	サワ					
3269	1914 1546	行政書士法人One-Vision 五代事務所						35
		オオ	ノ					
3513	2414 3425	行政書士法人One-Vision 五代事務所						39
		ニシ	ムラ					
2786	0814 0483			370- 0804	高崎市住吉町 20 番地 1 TEL 027-386-9185			32
		マツ	モト					
3188	1714 2012				TEL 080-3434-9496・FAX 050-3146-1946			100
		ヨシ	オカ					
3483	2414 0877	行政書士原田たけゆき法務事務所						112
		ハラ	ダ					
3090	1412 1233			370- 0073	高崎市緑町 1-25-5-208			56
		サカ	ウエ					
1529	7914 0846			372- 0006	伊勢崎市太田町 1232 番地 5			68
		ナカ	ムラ					
2783	0814 0209			373- 0852	太田市新井町 550-16 0276-49-2202			92
		フク	ハラ					
2987	1214 2072	行政書士久保田事務所		371- 0007	前橋市上泉町204 TEL 050-3196-3320・FAX 027-212-4326			31
		ク	ボ					
3462	2314 2797						土	61
		オ	ノ					

会員 番号	登録 番号	事務所名称		郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
		氏 名				業務内容	兼 業	
3454	2314 2124	ホ ン マ ショウジロウ 本 間 昌治郎		371- 0835	前橋市前箱田町 77-3 Barrack 103			38
3499	2414 1720	タカクサ キ ヨシ タカ 高草木 芳 隆		379- 2311	みどり市笠懸町阿左美 1352-4 ファーストステージ A-101 TEL 0277-47-6663			84
3279	1914 1827	ワタ ナベ ヨウ ヘイ 渡 辺 洋 平		373- 0063	太田市鳥山下町 646 番地 6 TEL 0276-20-2171			94
3451	2314 1837	タ ナカ シュン ヤ 田 中 俊 也		371- 0847	前橋市大友町 1-15-16 TEL 027-215-3082			38
2999	1314 0554	行政書士法人くるま登録群馬 マ シモ リョウ ヘイ 真 下 遼 平		371- 0007	前橋市上泉町 397 番地 7 TEL 027-261-0711			31
3446	2314 1675	ソバ ジマ ショウ タ 側 島 正 太		370- 0533	邑楽郡大泉町仙石四丁目 18 番 5 号 TEL 0276-63-1929・FAX 0276-56-4687			142
3360	2114 1432	チカ ダ ゲン キ 近 田 元 輝		372- 0006	伊勢崎市太田町 528 番地 1 Coco テラス 太田町 A 号			74
2994	1314 0047	せきぐち行政書士事務所 セキ グチ リ エ 関 口 理 恵		370- 0532	邑楽郡大泉町坂田 4-1-31 TEL 050-1438-8270			139
3176	1714 1095	イエ ズミ ユ ミ コ 家 住 祐美子		379- 2312	みどり市笠懸町久宮 532-23 TEL 090-3047-1214			83
3508	2414 2832	有田大輔行政書士事務所 アリ タ ダイ スケ 有 田 大 輔		370- 0861	高崎市八千代町三丁目 6 番 3 号 TEL 090-2755-9718			62
3386	2214 0941	オオ ハシ エ リ 大 橋 恵 里		371- 0007	前橋市上泉町 198			37
1999	8714 0545	ス ダ ジュウ イチ 須 田 重 一			FAX 050-6864-2418			125

〔法人登録変更〕

法人番号 登録番号	法人事務所の名称	事務所所在地	電話番号 (FAX 番号)	社員行政書士	使用人行政書士
12002 2006401	行政書士法人 One-Vision 本店事務所	〒 379-2154 前橋市天川大島町二丁目14番地16	027-212-9418	河野 晶一 五嵐 優一	
12002 2006402	行政書士法人 One-Vision 上泉事務所	〒 371-0007 前橋市上泉町 376	027-226-6993	小澤 崇	
12002 2006403	行政書士法人 One-Vision 五代事務所	〒 371-0132 前橋市五代町 1073-12	027-226-5902	大野 和葉	西村恭太郎
12401 2405901	行政書士 法人くるま 登録群馬 登馬	〒 371-0007 前橋市上泉町 397 番地 7	027-261-0711	真下 遼平	

〔退会者〕

支部名	会員番号	氏名	退会年月日	退会区分
高崎	2404 (97146078)	石田 衛 宏	令和7年 2月 4日	死亡
伊勢崎	1662 (81140948)	須藤 哲 男	令和7年 1月28日	死亡
太田	2005 (87140806)	小暮 稔	令和7年 2月11日	死亡
前橋	3137 (16141292)	齊藤 政 雄	令和7年 3月31日	廃業
前橋	1462 (78140793)	鈴木 正 光	令和7年 2月12日	死亡
高崎	2043 (88141048)	新井 治 明	令和7年 2月26日	死亡
前橋	3397 (22141310)	斉藤 環 愛	令和7年 3月31日	廃業
高崎	1303 (77140691)	矢口 正 郎	令和7年 3月31日	廃業
前橋	3051 (14140756)	高橋 由 幸	令和7年 3月31日	廃業
高崎	1790 (83140461)	大泉 慶 子	令和7年 3月31日	廃業
富岡	1020 (68140407)	北原 正 昭	令和7年 4月30日	廃業
館林	3271 (19141679)	河西 裕	令和7年 3月24日	死亡
吾妻	2598 (03142318)	松村 宏 志	令和7年 4月30日	廃業
吾妻	673 (69140233)	島村 圭 作	令和7年 4月30日	廃業
桐生	1906 (85140570)	水出 邦 江	令和7年 5月31日	廃業
沼田	2600 (03142320)	藤田 忠 孝	令和7年 5月 7日	廃業

前橋	3471 (24140480)	木暮訓	令和7年 4月19日	死亡
前橋	3107 (15141935)	猪熊義一	令和7年 5月23日	廃業
高崎	1454 (78140788)	吉江静也	令和7年 5月 4日	死亡
高崎	1804 (73140474)	下村力	令和7年 6月 4日	廃業
前橋	1631 (80140922)	篠塚太郎	令和7年 6月13日	廃業
館林	3288 (19142265)	岩瀬寿夫	令和7年 6月30日	廃業
高崎	3050 (14140755)	鈴木克利	令和7年 6月30日	廃業
高崎	3047 (14140752)	鈴木勝広	令和7年 6月30日	廃業
沼田	3286 (19142176)	中嶋久雄	令和7年 6月 4日	死亡

(届出受付順)

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします

須藤哲男先生 令和7年 1月28日逝去 伊勢崎支部
石田衛宏先生 令和7年 2月 4日逝去 高崎支部
小暮稔先生 令和7年 2月11日逝去 太田支部
鈴木正光先生 令和7年 2月12日逝去 前橋支部
新井治明先生 令和7年 2月26日逝去 高崎支部
河西裕先生 令和7年 3月24日逝去 館林支部
木暮訓先生 令和7年 4月19日逝去 前橋支部
吉江静也先生 令和7年 5月 4日逝去 高崎支部
中嶋久雄先生 令和7年 6月 4日逝去 沼田支部

09

●●● 群馬県行政書士会車庫証明業務合同受託事務所 ●●●

事務所名	責任者氏名	所在地	電話	FAX
			メールアドレス	
前橋車庫証明業務 合同受託事務所	竹之内孝之	〒371-0842 前橋市下石倉町31-11	(027) 255-6007	(027) 255-6017
高崎 //	鳥屋 庄三	〒370-0077 高崎市上小塙町1261-1	(027) 344-4649	(027) 344-4647
伊勢崎・佐波 //	浦中 孝浩	〒372-0041 伊勢崎市平和町26-15	(0270) 23-5365	(0270) 23-4432
桐生・大間々 //	尾池 勢一	〒379-2313 みどり市笠懸町鹿3716番地	(0277) 76-0290	(0277) 51-5936
太田 //	藤生 明美	〒379-2301 太田市藪塚町2034番地2	(0277) 78-6149	(0277) 32-6975
富岡 //	市川 充人	〒370-2316 富岡市富岡1184-1	(0274) 64-1313	(0274) 64-2758
藤岡 //	根岸 幹郎	〒375-0013 藤岡市上戸塚40-2	(080) 1126-0317	(0274) 23-7783
			miki@mikihoumu.com	
安中 //	中島 肇	〒379-0135 安中市郷原300-2	(027) 385-1550	(027) 385-0570
			gyosei_kikaku@mtc.biglobe.ne.jp	
渋川 //	中澤 功史	〒377-0007 渋川市石原157番地19	(0279) 22-1615	(0279) 25-7071
			office.nakazawa@gmail.com	
沼田 //	穂苺 優人	〒378-0034 沼田市恩田町20番地	(0278) 24-8361	(0278) 24-5285
吾妻 //	剣持 博美	〒377-0414 吾妻郡中之条町大字平1410番地	(0279) 75-6616	(0279) 75-6615
長野原 //	石下 雅邦	〒377-1308 吾妻郡長野原町大字大津243番地	(0279) 82-2163	(0279) 82-3727
			m-ishi@fine.ocn.ne.jp	
館林 //	本間ケイ子	〒370-0601 邑楽郡邑楽町鶉1192-1	(0276)88-4315 携帯090(2460)5544	(0276) 88-1794

編集後記

太田市にある冠稲荷神社に久しぶりに訪れた6月中旬のこの日は猛暑日で車から降りると焼けるような日差しで額から汗が流れ落ち、空は真夏のように大きな白い雲がゆっくりと流れていました。

冠稲荷神社は、縁結び・子宝・安産・子育て・健康長寿などのご利益で知られ、特に縁結びのご利益は有名で、樹齢400年を超える「冠稲荷の木瓜（ぼけ）」と、そのそばに鎮座する「実咲社」は縁結びスポットとして人気があり、併設する結婚式場へも訪れた方は多いと思います。

現在、少子化が非常に大きな問題となっていますが、長期的な経済不況が若年層の結婚や子育て環境を悪化させた事が原因の一因だと考えられます。

1990年代初頭のバブル経済崩壊以降、日本経済が長期にわたり低成長とデフレーションが続き、30年以上も経済不況に陥ったままです。

この経済低迷の背景には、1951年9月、サンフランシスコ講和会議で締結された第二次世界大戦の連合国と日本の講和条約があり、米国は日本の経済復興を支援する一方で、秘密協定として米国企業の日本市場への参入を容易にする協定も結び、日本は復興のチャンスを得る一方で、米国の経済的影響下に置かれる事となり、現在では日本の企業の多くの株式は米国関係者に握られ、日本の資産が海外流出し続けています。

しかし、この実態はマスメディアにコントロールされ真実を見る事はなかなかできません。

戦後80年を迎え、何故、日本国民は搾取され続けるのか考え、私たちの子孫が繁栄できる日本を築くため政治の動きに目を向けていくべきだと思います。

広報部員 柳 芳信(太田支部)





行政ぐんま
第197号

発行 群馬県行政書士会
会長 古田島 俊憲
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号
(前橋商工会議所会館4館)
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)
広報部長 後藤 康德(渋川支部)
同 副部長 吉田 憲一(高崎支部)
広報部員 小林 大栄(前橋支部)
広報部員 田中 光重(前橋支部)
広報部員 柳 芳信(太田支部)
広報部員 廣川 道明(富岡支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談
確かな手続

あなたの街の法律家 行政書士

GUNMA



群馬県行政書士会



日本行政書士会連合会
公式キャラクターユキマサくん

Q 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

A 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

Q 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

A 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

行政書士

Q & A

Q インターネットを利用した申請には対応できますか？

A はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

Q 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

A 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることももちろん大切な仕事です。

Q 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

A 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

暮らしに役立つ

相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明図の作成
- ・遺言書保管証明
- ・法定相続情報証明の作成



契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可届出申請
- ・景観条例申請
- ・開発行為許可申請
- ・土地寄附申請
- ・国有財産払下申請

日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

ビジネスに役立つ

会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業免許申請
- ・倉庫業許可申請

会計業務に関すること

- ・会計記帳事務
- ・決算、財務諸表の作成
- ・融資申込手続き
- ・各種補助金申請

風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、営業年度終了変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業者登録申請

日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続

中小企業支援に関すること

- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・中小企業をサポート
- ・助成金の申請
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス



特定行政書士

（平成26年12月27日施行）により、特定行政書士が誕生しました!!

行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し修了することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審判員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん
00078-03



群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館4階
TEL:027-234-3677 FAX:027-233-2943

